

和光市告示第68号

和光市住宅・建築物耐震改修補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月24日

和光市長 松本 武洋

和光市住宅・建築物耐震改修補助金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 耐震診断（第4条～第9条）
- 第3章 耐震改修（第10条～第18条）
- 第4章 ブロック塀等撤去（第19条～第25条）
- 第5章 雑則（第26条～第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、安全なまちづくりを推進するため、地震による倒壊のおそれがある既存住宅および既存ブロック塀等について、耐震化を行う者に対して、予算の範囲内において和光市住宅・建築物耐震改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、和光市補助金等の交付に関する規則（昭和38年規則第8号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一戸建て住宅等 建築確認を取得して昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であるもの又は50平方メートルを超えるものを除く。）で、木造にあつては地階を除く階数が2階以下のものをいう。
- (2) 分譲マンション等 建築確認を取得して昭和56年5月31日以前に着工された建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者の居住の用に供している共同住宅又は長屋住宅とし、全戸数の半数以上に区分所有者が居住しているものをいう。
- (3) 既存ブロック塀等 道路に沿って設けられているコンクリートブロック造若しくは

組積造の塀若しくは門柱又は万年塀（鉄筋コンクリート組立塀をいう。以下同じ。）で、道路と接する部分からの高さ（擁壁の上に設けられている場合は、当該擁壁の高さを含む。）が1.2メートル以上のものをいう。

- (4) 耐震診断 既存住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (5) 耐震補強設計 木造にあっては、耐震診断の上部構造評点が1.0未満又は耐震診断で地盤若しくは基礎が安全でないとして診断された建築物について当該建築物の上部構造評点が1.0以上かつ地盤若しくは基礎が安全になるよう行われる工事の設計をいい、木造以外にあっては、耐震診断の構造耐震指標が0.6未満の建築物について当該建築物の構造耐震指標が0.6以上になるよう行われる工事の設計をいう。
- (6) 耐震補強工事 耐震補強設計に基づいて実施される工事をいう。
- (7) 耐震改修 耐震補強設計及び耐震補強工事を行うことをいう。
- (8) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項又は第2項に規定する道路をいう。
- (9) チェックポイント 「建築物の既設の塀の安全点検について」（平成30年6月21日付国住指発第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知）に定める既存ブロック塀等の安全点検のためのチェックポイントをいう。
- (10) 撤去工事 チェックポイントにより既存ブロック塀等の安全性を点検し、危険性が確認された既存ブロック塀等の全部又は一部を撤去することをいう。

（補助金の対象者）

第3条 補助金の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 一戸建て住宅等 当該一戸建て住宅等を所有し、かつ、居住している者
 - (2) 分譲マンション等 当該分譲マンション等のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合その他管理を行う団体で、耐震診断又は耐震改修の実施の決議がなされているもの
 - (3) 既存ブロック塀等 既存ブロック塀等を所有する者
- 2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者及び宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第1項に規定する宅地建物取引業者をいう。）は、対象者としなない。

第2章 耐震診断

（耐震診断補助金の交付要件）

第4条 耐震診断の補助金（以下「耐震診断補助金」という。）の交付要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一戸建て住宅等で、木造にあっては、財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法又は精密診断法で行ったものとし、木

造以外にあっては、財団法人日本建築防災協会が定める「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に基づく診断方法で行ったもの

(2) 分譲マンション等は、財団法人日本建築防災協会が定める「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に基づく診断方法で行い、その結果を市長が適当と認めた耐震判定委員会等の判定を受けたもの

(3) 耐震診断を、建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所をいう。）の建築士（以下「耐震診断者」という。）が実施したもの

（耐震診断補助金の額）

第5条 耐震診断補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 一戸建て住宅等 耐震診断に要した費用の額に相当する額又は10万円のいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(2) 分譲マンション等 1棟につき、耐震診断に要した費用の額に3分の2を乗じて得た額、戸数に2万円を乗じて得た額又は100万円のうち最も少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

（耐震診断補助金の交付申請）

第6条 耐震診断補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断の契約を締結する前までに、あらかじめ和光市住宅・建築物耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したのもの）

(2) 建築確認通知書又は建築時期がわかる書類の写し

(3) 耐震診断を行おうとする住宅の所有者全員が確認できる書類

(4) 分譲マンション等の場合は、耐震診断の実施の決議がなされていることが確認できる書類

(5) 耐震診断費用の見積書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（耐震診断補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、速やかにこれを審査し、耐震診断補助金の交付の可否を決定したときは、和光市住宅・建築物耐震診断補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（耐震診断の完了報告及び補助金の請求）

第8条 前条の規定により耐震診断補助金の交付決定を受けた者（以下「耐震診断交付決

定者」という。)は、耐震診断が完了したときは、速やかに和光市住宅・建築物耐震診断完了報告書兼補助金請求書(様式第3号)(補助金の受領を市内業者に委任すること(以下「受領委任払」という。))により請求する場合は、和光市住宅・建築物耐震診断完了報告書兼補助金受領委任払請求書(様式第4号))に次に掲げる書類を添えて、第6条の規定による申請を行った日の属する年度の1月末日(やむを得ない理由があると市長が認める場合は、市長が別に定めた日)までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断の契約書の写し
- (2) 耐震診断費用の領収書(費用の内訳が明らかなもの)の写し(受領委任払の場合は、耐震診断費用の領収書の写し及び当該領収書に係る請求書の写し)
- (3) 耐震診断者が作成した和光市住宅・建築物耐震診断報告書(様式第5号又は様式第6号)
- (4) 分譲マンション等は、市長が適当と認めた耐震判定委員会等の判定を受けたことを証する書類の写し

(耐震診断補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかにこれを審査し、適正に耐震診断が行われたと認めるときは耐震診断補助金の額を確定し、和光市住宅・建築物耐震診断補助金確定通知書(様式第7号)により当該請求をした者に通知するとともに、耐震診断補助金を交付するものとする。この場合において、受領委任払いにより耐震診断者に耐震診断補助金の交付があったときは、耐震診断交付決定者に耐震診断補助金の交付があったものとみなす。

第3章 耐震改修

(耐震改修補助金の交付要件)

第10条 耐震改修の補助金(以下「耐震改修補助金」という。)の交付要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一戸建て住宅等の場合は、木造にあっては、耐震診断の上部構造評点が1.0未満又は耐震診断で地盤若しくは基礎が安全でないと診断されたものとし、木造以外にあっては、耐震診断の構造耐震指標が0.6未満のもの
- (2) 分譲マンション等の場合は、耐震診断の構造耐震指標が0.6未満のもの
- (3) 建築士事務所の建築士(以下「耐震補強設計者」という。)が耐震補強設計を実施したもの
- (4) 一戸建て住宅等の場合は、耐震補強設計者が耐震改修の監理を行ったもの
- (5) 分譲マンション等の場合は、耐震補強設計者が耐震改修の監理を行い、かつ、市長が適当と認めた耐震判定委員会等の評価を得たもの
- (6) 建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者をいう。)が耐震補強工事を施工したもの

(耐震改修補助金の額)

第11条 耐震改修補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2第1項の規定の適用の対象となる場合の耐震改修補助金の額は、当該各号に定める額から同項に規定する所得税額の特別控除の額を控除した額とする。

- (1) 一戸建ての住宅等 耐震改修に要した費用の額に100分の90を乗じて得た額又は40万円のいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）
- (2) 分譲マンション等 1棟につき、耐震改修に要した費用の額に100分の20を乗じて得た額、戸数に30万円を乗じて得た額又は2,000万円のうち最も少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）

(耐震改修補助金の交付申請)

第12条 耐震改修補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修の契約を締結する前までに、あらかじめ和光市住宅・建築物耐震改修補助金交付申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修を行おうとする住宅等の所有者全員が確認できる書類
- (2) 申請者以外に耐震改修を行おうとする住宅等の所有者がある場合は、申請者以外の全ての所有者が耐震改修を行うことに承諾する旨の書類
- (3) 分譲マンション等の場合は、耐震改修を行う決議がなされていることが確認できる書類
- (4) 耐震改修費用の見積書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(耐震改修補助金の交付決定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、速やかにこれを審査し、耐震改修補助金の交付の可否を決定したときは、和光市住宅・建築物耐震改修補助金交付（不交付）決定通知書（様式第9号）により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、耐震改修を行うことについて必要な条件を付することができる。

(耐震改修の取りやめの届出)

第14条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「耐震改修交付決定者」という。）は、耐震改修を取りやめたときは、速やかにその旨を和光市住宅・建築物耐震改修取りやめ届出書（様式第10号）により市長に届け出なければならない。

(耐震補強設計の着手)

第15条 耐震改修交付決定者は、速やかに耐震補強設計に着手し、耐震補強設計が完了したときは、和光市住宅・建築物耐震補強設計完了届出書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震補強設計図
- (2) 耐震診断書(耐震補強後)
- (3) 耐震補強工事費内訳書(耐震補強工事とリフォーム等を分けて記載したもの)
- (4) 分譲マンション等にあつては、市長が適当と認めた耐震判定委員会等の評価を得たことを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による届出を受けた場合は、その内容を審査し、当該耐震補強設計が適切でないときは、耐震改修交付決定者に対し、是正するために必要な措置をとるよう指導するものとする。

(耐震改修の中間検査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、耐震補強工事について中間検査を行うことができる。

(耐震改修の完了報告及び補助金の請求)

第17条 耐震改修交付決定者は、耐震補強工事が完了したときは、速やかに和光市住宅・建築物耐震改修完了報告書兼補助金請求書(様式第12号)(受領委任払により請求する場合は、和光市住宅・建築物耐震改修完了報告書兼補助金受領委任払請求書(様式第13号))に次に掲げる書類を添えて、第12条の規定による申請を行った日の属する年度の1月末日(やむを得ない理由があると市長が認める場合は、市長が別に定めた日)までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震補強設計契約書及び耐震補強工事契約書の写し
- (2) 耐震補強設計費用及び耐震補強工事費用の領収書の写し(受領委任払の場合は、耐震補強設計費用及び耐震補強工事費用の領収書の写し及び当該領収書に係る請求書の写し)
- (3) 確認済証の写し(建築確認が必要な場合のみ)
- (4) 耐震補強の内容が分かる工事状況写真及び工事監理報告書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(耐震改修補助金の交付)

第18条 市長は、前条の規定による請求があつたときは、速やかにこれを審査し、適正に耐震改修が行われたと認めるときは耐震改修補助金の額を確定し、和光市住宅・建築物耐震改修補助金確定通知書(様式第14号)により当該請求をした者に通知するとともに、耐震改修補助金を交付するものとする。この場合において、受領委任払いにより施工者等に耐震改修補助金の交付があつたときは、交付決定者に耐震改修補助金の交付があつたものとみなす。

第4章 ブロック塀等撤去

(ブロック塀等撤去補助金の交付要件)

第19条 ブロック塀等撤去の補助金（以下「ブロック塀等撤去補助金」という。）の交付要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 撤去工事を行おうとする既存ブロック塀等が道路内に設けられている場合は、全部の撤去工事を行うこと。
- (2) 既存ブロック塀等の一部の撤去工事を行う場合は、当該撤去工事後の塀の高さが1.0メートル以下であること。
- (3) 撤去工事を行おうとする既存ブロック塀等の所有者が複数ある場合は、申請者以外の全ての所有者が撤去工事を行うことを承諾していること。
- (4) 撤去工事が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業による工事を含む。）によるものでないこと。
- (5) 他の補助制度による補助金の交付の対象となった撤去工事でないこと。

（ブロック塀等撤去補助金の額）

第20条 ブロック塀等撤去補助金の額は、既存ブロック塀等の長さ1メートルあたり5,000円として積算した額又は200,000円のいずれか少ない額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（ブロック塀等撤去補助金の交付申請）

第21条 ブロック塀等撤去補助金の交付を受けようとする者は、撤去工事の契約を締結する前までに、あらかじめ和光市住宅・建築物ブロック塀等撤去補助金交付申請書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 撤去工事を行おうとする既存ブロック塀等の所有者全員が確認できる書類
- (3) 申請者以外に撤去工事を行おうとする既存ブロック塀等の所有者がある場合は、申請者以外の全ての所有者が撤去工事を行うことを承諾していることを証する書類
- (4) 補助金の交付の対象となる既存ブロック塀等の写真
- (5) 撤去工事の内容を示す書類
- (6) 撤去工事の費用の見積書の写し
- (7) チェックポイントの確認書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（ブロック塀等撤去補助金の交付決定）

第22条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容の審査及び現地調査を行い、ブロック塀等撤去補助金の交付の可否を決定したときは、和光市住宅・建築物ブロック塀等撤去補助金交付（不交付）決定通知書（様式第16号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(ブロック塀等撤去取りやめの届出)

第23条 前条の規定によりブロック塀等撤去補助金の交付決定を受けた者（以下「ブロック塀等交付決定者」という。）は、撤去工事を取りやめたときは、速やかに、その旨を和光市住宅・建築物ブロック塀等撤去補助金取りやめ届出書（様式第17号）により市長に届け出なければならない。

(ブロック塀等撤去の完了報告及び補助金の請求)

第24条 ブロック塀等交付決定者は、撤去工事が完了したときは、速やかに、和光市住宅・建築物ブロック塀等撤去補助金完了報告書兼補助金請求書（様式第18号）（受領委任払により請求する場合は、和光市住宅・建築物ブロック塀等撤去補助金完了報告書兼補助金受領委任払請求書（様式第19号））に次に掲げる書類を添えて、第21条の規定による申請を行った日の属する年度の1月末日（やむを得ない理由があると市長が認める場合は、市長が別に定めた日）までに、市長に補助金を請求しなければならない。

- (1) 撤去工事の契約書の写し
- (2) 撤去工事の費用の領収書（費用の内訳が明らかなもの）の写し（受領委任払の場合は、撤去工事の費用の領収書の写し及び当該領収書に係る請求書の写し）
- (3) 撤去工事の内容を示す工事状況写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(ブロック塀等撤去補助金の交付)

第25条 市長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容の審査及び現地検査を行い、撤去工事が適正に完了したと認めるときは、ブロック塀等撤去補助金の額を確定し、和光市住宅・建築物ブロック塀等撤去補助金確定通知書（様式第20号）により当該請求をした者に通知するとともに、ブロック塀等撤去補助金を交付するものとする。この場合において、受領委任払いにより施工者にブロック塀等撤去補助金の交付があったときは、交付決定者にブロック塀等撤去補助金の交付があったものとみなす。

第5章 雑則

(補助の制限)

第26条 耐震診断補助金又は耐震改修補助金の交付は、これらの補助金の交付の対象となる住宅1棟につき、それぞれ1回限りとする。また、ブロック塀等撤去補助金の交付は、当該補助金の交付の対象となるブロック塀等が設けられている1の土地につき1回限りとする。

(遵守事項)

第27条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る耐震化を行ったことにより取得し、又は効用の増加した財産を常に良好な状態に維持するよう管理しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し等)

第28条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第14条又は第23条の規定による取りやめの届け出をしたとき。
- (2) 第15条第2項の規定による指導に応じないとき。
- (3) 申請年度内に当該補助金の交付に係る耐震化が完了しないとき。
- (4) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) この告示に違反したとき。

2 補助金の交付を受けた者は、前項第4号又は第5号に該当することになったときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第29条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(和光市既存住宅耐震診断助成要綱及び和光市既存住宅耐震改修助成要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

- (1) 和光市既存住宅耐震診断助成要綱（平成19年告示第125号）
- (2) 和光市既存住宅耐震改修助成要綱（平成19年告示第126号）

(経過措置)

3 この告示の施行の日前に、前項各号に掲げる要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。